

筑西広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例

平成 29 年 2 月 23 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 81 条第 4 項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の機関の名称は、筑西広域市町村圏事務組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

(準用規定)

第 3 条 審査会の組織、調査権限及び手続等については、筑西市行政不服審査会条例（平成 28 年筑西市条例第 3 号）の規定の例による。この場合において、同条例中「市長」とあるのは「管理者」と、「筑西市」とあるのは「筑西広域市町村圏事務組合」と、「筑西市議会議員」とあるのは「組合議員」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(筑西広域市町村圏事務組合情報公開及び個人情報保護審査会条例の廃止)
- 2 筑西広域市町村圏事務組合情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成 15 年条例第 4 号）は、廃止する。